

## 2022—2023年度 活動方針・補強

### はじめに

新型コロナウイルスが国内で確認されてから2年以上が経過する中、私たちは長い間、大切にしてきた対面での活動に制約を受けながらも活動を前に進めてきました。また、このような状況だからこそ、働く者・生活者である組合員との日常のコミュニケーションの大切さ、フェイス・トゥ・フェイスの重要性をこれまで以上に感じた期間でもありました。そして、この間の経験を活かしながらリアルとオンラインに関わらず、今一度、時間を掛けながらも組織活動の強化・充実を図ること、連合運動の原点に立ち返ることが如何に重要であるかを改めて感じているところでもあります。

また、今年に入ってから円安の進行が続く中、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻によって原材料費等の高騰や更なる物価上昇を招く事態となり、多くの産業・企業ははじめ働く者・生活者に対する影響は甚大であり、広範囲に亘って厳しい状況を強いられています。社会経済はもとより私たちの暮らしや働く環境も大きく変化している中、働く者・生活者の雇用と生活を守るため、私たちが果たすべき役割と責任はこれまで以上に大きくなっていることを、私たち自身が自覚する必要があります。

7月に行われました、第26回参議院議員通常選挙では、連合静岡として昨年10月施行の参議院議員補欠選挙で当選を果たした候補者を再度国政に送り出すべく、2月16日開催の第355回執行委員会にて推薦決定し、組織の総力を挙げて取り組みましたが、結果は大変厳しいものとなりました。改めて、ご支援を頂きました産別・構成組織、地域協議会、各級推薦・支持議員の皆様方に感謝を申し上げます。

参議院選挙は、政権の中間評価と位置付けられ、コロナ対策に加え、物価高と外交・安全保障への対応が中心的な争点となりました。獲得議席から見れば与党が国民から信任を得たこととなりますが、長引く経済の低迷、雇用の質の劣化、脆弱なセーフティネット、少子化・人口減少など深刻な構造的課題に向き合ってこなかった従来の政治を漠然と続けて良いはずはありません。衆議院の解散が無ければ、今後3年間は国政選挙が行われることはありませんが、そうであるならば、与野党は将来世代への責任を強く自覚しながら、財源論から逃げることなく、中長期的な視点で持続可能な社会を作るための本質的な議論を深めるべきであると考えます。

連合静岡にとっても今次参議院選挙は厳しい結果となりましたが、政策実現や緊張感ある政治に向けた二大政党的体制の確立をめざし、政治活動の歩みを止めることは出来ません。来年4月には統一地方自治体議員選挙が施行されます。地域に根ざした政策の実現のみならず、国政選挙を見据えた組織基盤強化のためにも重要な闘いとなります。

今定期大会は昨年10月22日開催の第32回定期大会で確認されました、向こう2年間の運動方針に対する、この1年間の活動の点検と補強を行う大会となります。

昨年の定期大会では、『新たな運動スタイルの構築』に向けた2つの取組み「①労働相談体制見直しに伴う集团的労使関係の構築と強化」「②地域における連合運動の活性化と連携強化」について、確認して頂きました。この1年も長引くコロナ禍での取組みとなり、活動を進める上では難しいこともありました。着実に活動を前に進めることが出来ました。

しかし、様々な活動を行うにあたっては、組合役員と組合員とが日常生活の中で積み重ねられた信頼の上に成り立っているということを忘れてはなりませんし、身近な役員の行動によって、信頼関係が構築されるものであります。また、職場で働いている組合員からの情報や最前線で活動している組合役員が実際に現場を見て肌で感じ取った情報は労働組合でしか知り得ない情報となり、産

業によっては大きく落ち込んだ業績を立て直そうとしている中において、大変貴重で極めて重要なものとなるはずで。そして、私たち連合の強みは、このように得られた貴重な情報を産業・企業という枠を超えて共有できることであり、未組織労働者の方々も含め、俯瞰しながら様々な角度からアプローチできることであります。加えて、自治体や経営者団体、福祉事業団体はじめ多様な知見を有するNPO団体などとも積極的に対話を重ねながら地域の活性化を図ることでもあります。

職場においても、地域においても、すべての働く仲間にとって「私たちが必ずそばにいる存在」として、「誰一人取り残されることのない社会、一人ひとりが尊重されジェンダー平等と多様性を認め合う社会の実現」に向け、更には、社会からも地域からも信頼され、且つ連合静岡の存在価値を高めていけるよう、産別・構成組織、地域協議会はじめ事業団体とも連携・協力し合いながら、働く者のための活動を進めていきます。

## I. 政治・政策機能

私たち連合が求める「働くことを軸とする安心社会」の実現にあたっては、地方連合会における各地域の実情を捉えた政策制度実現のための取組みが求められています。特に、2020年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの職場ではリモート形式の働き方への移行が進むなど、雇用・労働環境が目まぐるしく変化している中、アフターコロナ時代の適正なワークルールを構築していくことも課題となっています。

連合静岡は、連合本部や連合東海ブロックが進める政策実現に積極的に参画するとともに、構成組織や地域協議会と連携し、働く者・生活者の立場からの様々な政策が地方行政へ反映されるよう活動してまいります。

また、政策実現にあたっては、政治の場を通しての活動が必要となるため、私たちの政策を理解し共に行動できる議員を1人でも多く各級議会へ送り出すための政治勢力の拡大に努めてまいります。

### 1. 政策・制度実現への取組み

私たちが安心して暮らし、働くためには、取り巻く社会的課題に対し、政策制度の実現という形で解決していくことが重要となります。連合が求める「働くことを軸とする安心社会の実現」のため、県や市町への積極的な要請行動を進めるとともに、各経済団体との課題共有や法改正時などの機会を捉えた世論喚起のための街頭宣伝活動の実施などを行います。

また、コロナ禍を通じて働く上での新たな課題も見えてきたことから、解決に向けた方策について調査研究に取り組みます。

| 項目   | 具体的な取組み  |
|------|--|
| 行政要請 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○働く者・生活者の立場からの様々な政策が地方行政へ反映されるよう、政策委員会を中心に要請項目の検討を行い、執行委員会で理解を深める。</li> <li>○要請項目の実現に向け、地域協議会を通じ全市町へ要請できるよう努める。</li> <li>○県に要請した内容が当該年度の予算にどのように反映されたか、確認する場を設ける。将来的には予算付けされた事業の執行状況を、県議会会派ふじのくに県民クラブの協力のもと、確認する。</li> <li>○地域課題を取り入れた連合静岡政策集をとりまとめ、構成組織、地域協議会、関係団体、推薦・支持議員など、関係者への周知を行い、行政要請に活用する。</li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域協議会と連携し、各市町においても推薦・支持議員の協力のもと、要請内容の予算反映状況や執行状況などを確認していく。</li> <li>○地域課題を取り入れた連合静岡政策集を活用した勉強会を開催し、連合静</li> </ul> |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <b>岡が取り組む政策制度について、構成組織、地域協議会、推薦・支持議員と共有を図る。</b>  |
| 社会・地域<br>産業政策 | <p><b>【地域政策】</b></p> <p>○県議会会派「ふじのくに県民クラブ」との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対県要請の実現に向けては、ふじのくに県民クラブの理解と議会での取組みが重要であり、要請前に意見交換を実施し、共通理解を深める。</li> <li>・県議会定例会の代表（一般）質問に、連合静岡の政策に関する事項が反映されるよう、定期的に意見交換を実施する。</li> <li>・早急な対応を必要とする政策項目については、連携し速やかな対応を図る。</li> </ul> <p>○地域協議会および推薦・支持議員、関係団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合静岡、地域協議会、推薦・支持議員、関係団体と連携し、対県要請への意見集約、市町への要請に向けた地域協議会等と推薦・支持議員との認識合わせなど、地域政策の実現に向けた取組みを推進する。</li> <li>・地域・地区労福協との連携</li> </ul> <p>地域事情によって連合静岡独自の行政要請が困難な場合は、地域・地区労福協の要請に加えてもらうよう働きかける。</p> <p>○専門委員会との連携</p> <p>各専門委員会が扱う地方行政における個別課題への対応として、政策委員会および推薦・支持議員との連携を強化する。</p> <p><b>【社会政策】</b></p> <p>○政策学習会の開催</p> <p>連合本部の政策実現の取組みを進めるとともに、必要に応じて構成組織や地協を対象にした政策学習会を開催する。</p> <p><b>【産業政策】</b></p> <p>○構成組織から提起される課題への対応</p> <p>問題認識を十分に理解・把握し、必要に応じて県および市町向けの要請項目として立案し、要請行動につなげる。</p> |
| 経済諸団体との連携     | <p>○静岡県経営者協会や関係団体との政策懇談会の開催</p> <p>静岡県経営者協会や関係団体との政策懇談会を通じ、共通の政策課題の実現に向けて連携を図る。</p>  |

## 2. 労働政策課題への対応

私たちは労働法によって働く環境が守られていますが、政治判断によって働く者にとって不利益な労働法の改正が行われる可能性があります。この場合は連携している推薦各級議員への働きかけや、連合本部、構成組織、地域協議会と連携した世論喚起を行い、改悪阻止に取り組めます。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大によって働く現場には多くの変化が生じています。リモートワークなどの新しい働き方における課題への対応や、働く機会そのものを失う労働者を保護するため、各種要請活動や雇用を守るための取組みを推進します。

| 項目             | 具体的な取組み  |
|----------------|--|
| 労働法改悪阻止に向けた取組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・働く者にとって不利益な労働法改悪など、社会的な動きがあった時には、推薦国会議員や地方議員と連携を図りながら、世論喚起のための街頭宣伝活動や各種要請行動を通じ、改悪阻止に向けた活動に取り組む。</li> <li>・活動を進める際は、必要に応じ組織対策機能と連携を図る。</li> </ul> |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 法改正への対応               | <p><b>【補強】</b></p> <p>・「改正育児・介護休業法」や「改正高年齢者雇用安定法」の問題点を整理し、改善すべき点は行政や経済団体へ要請するとともに、法改正の主旨や連合としての考え方について、街頭宣伝活動等を通じて周知する。</p>   |
| アフターコロナ時代における働き方改革の推進 | <p>○在籍型出向制度を活用した働く場所の確保<br/>     コロナウイルス感染拡大によって働く機会を失った勤労者を救済するため、各経済団体や構成組織に対し、産業雇用安定センターを活用した在籍型出向制度の活用を呼び掛ける。</p> <p>○ニューノーマルな働き方への対応<br/>     新型コロナの影響でテレワークの機会が増加し、コミュニケーション不足や不適確な勤怠管理など、働く環境の変化に伴う課題が生じていることから、連合本部や関係団体とも連携し、各種要請行動への記載や街頭宣伝活動の実施など、必要な対応を図る。</p> <p>○多様な働き方への対応<br/>     コロナ禍における業種間の繁閑差が鮮明となり、大きな影響を受けた業種を中心に、休業や時短勤務を余儀なくされた労働者が増加している。副業・兼業の容認など、多様な働き方の議論が始まっているため、必要な調査研究を行い、適切に対応する。</p> <p>○外部機関との連携<br/>     行政並びに経済諸団体等と「長時間労働是正に向けた共同宣言」ができるよう取組みを推進する。</p> |

### 3. 政治活動

勤労者のための政策制度実現には、労働組合の政治への関わりが不可欠です。政治と生活は切り離せないとの認識のもと、組合員一人ひとりが政治に対する意識を高め、政治活動へ自発的に参画することが必要です。そのためにも、組合員と連合静岡推薦・支持議員との距離を縮め、政治を身近に感じてもらえるための施策を立案し展開いたします。また、私たちの政策を理解し共に行動できる議員を1人でも多く各級議会へ送り出すための政治勢力の拡大に努めてまいります。

| 項目   | 具体的な取組み   |
|------|---|
| 政治活動 | <p>○政治活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合静岡の政治活動は、「政治センター」が中心となり、連合推薦首長・議員との連携強化および更なる勢力拡大など、政治活動全般の課題整理・解決に向けた取組みを行う。</li> </ul> <p>○推薦・支持議員との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合静岡が推薦決定した知事および国会議員については、推薦決定時の協定に基づいた活動に取り組んでいるか確認するため、1年に1度を目途に政治センターの場において、意見交換する。</li> <li>・推薦・支持議員に対し、定期的に意見交換の場を設け、日頃の活動の様子を共有する。</li> <li>・議員団会議を県、ブロック、地域協議会に設置し、各段階において連合静岡、構成組織、地域協議会と推薦・支持議員および議員相互の連携を強化する。</li> <li>・推薦・支持議員には組合員からの信頼喪失につながらないよう、あらゆる機会を通じ、法律や倫理を逸脱しないことを強く求める。</li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSを活用した議員の各種情報の発信は時代の潮流であり、連合静岡推</li> </ul> |

| 項目         | 具体的な取組み  |
|------------|--|
|            | <p><b>薦・支持議員および推薦立候補予定者に対し、有効性を知るセミナー開催などを通じてその必要性の理解と活用を促していく。</b></p> <p>○政治活動への意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ労働組合が政治活動に取り組むのかをテーマに単組支部の代表者（執行委員長・支部長・書記長）に勉強会を実施し、政治活動の重要性や連合静岡が立候補予定者を推薦する意図を組織内に広げるための伝道師として育成する。</li> <li>・各単組で行っている職場委員会等の会議の場で、従来からの議員による議会報告に加え、推薦・支持議員の日常活動を周知する広報物を作成し、自由に視聴できるように連合静岡ホームページに掲載する。</li> <li>・構成組織および地域協議会は、推薦・支持議員に対し、組合役員や組合員と直接触れ合える各種活動への参加を案内する。また、議員と組合員との意見交換会の開催に努める。一方、推薦・支持議員に対しては、有権者との選挙時以外の日常活動の重要性を理解し、日頃からの関係性を重視するよう求めていく。</li> <li>・組合役員および組合員に対し推薦立候補予定者と積極的に SNS で繋がり、日頃から身近な政治家の政策や活動状況を知る機会をつくるよう呼び掛ける。</li> </ul> <p>○連合静岡政策集の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合静岡推薦・支持議員に対し連合静岡政策集を配付し、連合静岡がめざす政策制度への理解を求め、議会活動に活用してもらう。</li> <li>・連合静岡に対し推薦依頼を求める各級選挙立候補予定者には、従来の確認書に加え、連合静岡政策集記載の政策制度実現をめざすことも取り交わす。</li> </ul> |
| 政治勢力<br>拡大 | <p>○支援政党との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在行われている立憲民主党県連ならびに国民民主党県連との定例会を継続開催し、直面する課題の共有を図る。また、政党を通じ国政や地方議会において地域課題の解決に努める。</li> </ul> <p>○国政選挙に向けた対応（衆議院総選挙、参議院通常選挙・補欠選挙）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立憲民主党県連、国民民主党県連に対し、地域における候補者一本化も含めた協力体制を働きかける。候補者の推薦については、人物評価を主として、両県連との連携を強化していく。</li> </ul> <p>○地方議会および首長選挙に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合政策に賛同する県議会議員を増やすため、連合静岡、ふじのくに県民クラブ、立憲民主党県連、国民民主党県連で構成するワーキングチームを設置し、候補者の発掘に努める。</li> <li>・連合静岡推薦首長・議員がいない市町において、当該地域協議会や近隣の推薦・支持議員とも連携し、擁立に向けて最大限努力する。</li> <li>・全推薦候補者の必勝に向けた取組みを、地域協議会および構成組織と連携して行う。</li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <p><b>○2023 年統一地方自治体選挙への対応</b></p> <p><b>連合静岡推薦・支持議員の多くが対象となる 2023 年統一地方自治体選挙に向け、組合員への周知期間を考慮した速やかな推薦・支持決定に努めるとともに、地域協議会における支援体制組織づくりを丁寧に行い、全推薦・支持候補者の必勝を目指す。</b></p>  |

## 【2022年10月～2023年9月の自治体首長・議員 任期満了日一覧】

| 任期満了日              | 首長・自治体選挙予定        | ※推薦の有無   | 対象地域協議会       |
|--------------------|-------------------|----------|---------------|
| 2022年10月09日        | 河津町議会議員選挙         |          | 伊豆            |
| 2022年10月11日        | 裾野市議会議員選挙         | ◎        | 沼駿三田          |
| 2022年12月19日        | 三島市長選挙            | ◎        | 沼駿三田          |
| 2023年02月21日        | 焼津市議会議員選挙         |          | 志太榛原          |
| <b>2023年04月12日</b> | <b>静岡市長選挙</b>     | <b>◎</b> | <b>静岡</b>     |
| <b>2023年04月20日</b> | <b>松崎町議会議員選挙</b>  |          | <b>伊豆</b>     |
| <b>2023年04月25日</b> | <b>清水町長選挙</b>     | <b>◎</b> | <b>沼駿三田</b>   |
| <b>2023年04月26日</b> | <b>富士宮市長選挙</b>    | <b>◎</b> | <b>富士・富士宮</b> |
|                    | <b>富士宮市議会議員選挙</b> |          | <b>富士・富士宮</b> |
| <b>2023年04月29日</b> | <b>下田市議会議員選挙</b>  |          | <b>伊豆</b>     |
|                    | <b>函南町議会議員選挙</b>  |          | <b>沼駿三田</b>   |
|                    | <b>吉田町長選挙</b>     |          | <b>志太榛原</b>   |
|                    | <b>吉田町議会議員選挙</b>  |          | <b>志太榛原</b>   |
|                    | <b>湖西市議会議員選挙</b>  | ◎        | <b>湖西</b>     |
|                    | <b>静岡県議会議員選挙</b>  | ◎        | <b>全地域協議会</b> |
| <b>2023年04月30日</b> | <b>熱海市議会議員選挙</b>  |          | <b>伊豆</b>     |
|                    | <b>三島市議会議員選挙</b>  | ◎        | <b>沼駿三田</b>   |
|                    | <b>清水町議会議員選挙</b>  | ◎        | <b>沼駿三田</b>   |
|                    | <b>小山町長選挙</b>     |          | <b>沼駿三田</b>   |
|                    | <b>小山町議会議員選挙</b>  |          | <b>沼駿三田</b>   |
|                    | <b>富士市議会議員選挙</b>  | ◎        | <b>富士・富士宮</b> |
|                    | <b>浜松市長選挙</b>     | ◎        | <b>浜松</b>     |
|                    | <b>浜松市議会議員選挙</b>  | ◎        | <b>浜松</b>     |
| <b>2023年05月01日</b> | <b>沼津市議会議員選挙</b>  | ◎        | <b>沼駿三田</b>   |
| <b>2023年05月19日</b> | <b>東伊豆町議会議員選挙</b> | ◎        | <b>伊豆</b>     |
| <b>2023年08月23日</b> | <b>南伊豆町議会議員選挙</b> | ◎        | <b>伊豆</b>     |
| <b>2023年09月29日</b> | <b>伊東市議会議員選挙</b>  | ◎        | <b>伊豆</b>     |

※2022年10月1日現在の推薦の有無になります。

## Ⅱ. 組織対策機能

新しい生活様式が社会に定着し、働く人や企業を取り巻く環境は大きく変化しました。コロナ禍における解雇・雇止め、休業・休職などの影響は、特に未組織労働者に多くおよび、女性や若者、シニアなどを中心に、幅広い層が不安定な雇用と生活不安の状況に置かれています。

そのような中、本年10月より日常の労働相談対応が連合本部に集約され、連合静岡として対応する相談は、これまで以上に対応力が求められることとなりました。特に個別労使関係への対応については、これまで同様、働く人に寄り添うとともに未組織労働者をはじめ、社会的に弱い立場の労働者の声を積極的に吸い上げることで働く人とその家族の豊かな暮らしと生活の安定に向けた支援を行います。一方、集団的労使関係の構築については、地方連合会として専任の組織オルガナイザーを配置する等、構成組織と連携を図り取組んでまいります。

また働く人にとって課題解決が必要不可欠な分野（雇用・最低賃金・男女平等・安全等）については、ポストコロナ時代を見据え、想像力を働かせながら多様化する労働者の働き方への柔軟な対応と、よりきめ細かな情報発信を通じて「働くことを軸とする安心社会の実現」につながる労働運動を展開してまいります。

### 1. \*1 ジェンダー平等と真の多様性が根付く職場・社会の実現に向けた取組み

働き方や働くうえでの困難さが多様化している今、誰一人取り残されることのない包摂的な社会の実現のためには、性別・年齢・国籍・障がいの有無や就労形態にかかわらず、誰もが互いを認め、支えあうことが必要です。これまで取り組んできた男女共同参画をはじめとする

\*2 「真の多様性」を軸に、誰もがやりがいを持って働くことのできる職場・社会（\*3 フェアワークの実現）をめざします。そのためにも第2次男女共同参画推進計画に続く（仮称）ジェンダー平等・多様性推進計画「アクションプラン静岡Ⅱ」の中でより実効性のある取組みを実践してまいります。

これまでの間、目標を持って取り組んできた男女共同参画の考え方は、連合静岡の運動やさまざまな取組みを実施するうえでの原動力となり、これからも常に意識し確認しながら進めることが重要です。今後は“マイノリティ（少数派）は3割を超えた時点でマイノリティではなくなり、組織が変わる”といった\*4 クリティカル・マスの理論を基軸に、さらにウイングを拡げながら数値目標達成の先にある多様な声を連合静岡の意思決定機関へ意見反映することで県内における経済諸団体に対する影響力や社会的な存在価値を高めてまいります。

#### \*1 ジェンダー、ジェンダー平等

社会的・文化的な性差。本計画では従来の男女共同参画に性的指向・性自認の尊重を加える。

#### \*2 真の多様性

すべての人の人権を尊重し、性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが平等・対等で、多様性を認め合うこと。

#### \*3 フェアワーク

「真の多様性」を満たし、不合理な格差がなく、公正・公平な働き方のこと。

#### \*4 クリティカル・マス

変革の境界線を示す物理学の用語。影響力を行使し得るようになる具体的な数字であり、量的変化が質的变化に転じる境目。（ある数値を超えると急速に変化が生じると考えられている）

| 項目   | 具体的な取組み  |
|--|--|
| <p>ジェンダー平等・多様性推進計画「アクションプラン静岡Ⅱ」達成に向けた取組み</p> | <p>新たな推進計画『アクションプラン静岡Ⅱ』は、これまで取り組んできた 連合静岡第2次男女共同参画推進計画「アクションプラン静岡」プラスを継承し「ジェンダー平等と多様性」に対する理解促進を図りながら、以下の取組みを基本に活動を進めていく。なお計画期間を2つのフェーズに区切り、連合本部の推進計画にあわせる形で2024年9月末までの3年間をフェーズ1、以降2030年9月末までの6年間をフェーズ2と位置付け取組みを展開する。</p> <p>(1) 推進計画達成に向けた取組み</p> <p>あくまでも計画の達成はプロセスであることをふまえ、運動の理念と意義を第一に掲げ取り組む。これまで取り組んできた男女共同参画をはじめとする真の多様性をベースに、誰もがやりがいを持って働くことのできる職場・社会の実現をめざす。</p> <p>①運動方針へ男女共同参画やジェンダー平等・多様性の推進について明記することで組織として取り組むことを意思表示し、女性組合役員を選出することで機関会議の女性参画率3割を達成するため、第2次男女共同参画推進計画「アクションプラン静岡」プラスの中で掲げていた目標について継続して取り組む。</p> <p>②これまでの間、構成組織および加盟単組にいただいた協力を成果につなげ、ジェンダー平等、多様性の推進、アンコンシャス・バイアスの払拭等、新たな課題にもしっかりと対応していく。</p> <p>(2) 「ジェンダー平等・多様性」の必要性周知の取組み</p> <p>ジェンダーおよびジェンダー平等について構成組織や加盟単組における理解促進と推進支援のための取組みを行う。</p> <p>①構成組織および地域協議会ヒアリングの実施</p> <p>推進計画に対する達成状況の確認や構成組織および地域協議会における具体的な取組み（成果のあった取組みなど）についてヒアリングを行う。ジェンダー平等および多様性を推進するうえでの課題を共有し、構成組織や地域協議会の要望により情報提供を行うとともに学習会などにも対応する。</p> <p>②地域協議会との連携およびサポート</p> <p>地域協議会におけるジェンダー平等および多様性の推進にあたり、その活動を支援する。具体的には、定期大会代議員の女性参画比率について現状把握をしたうえで、継続して女性組合員参画拡大の取組みについて意見交換や情報提供を行う。</p> <p>(3) 男女平等月間（6月）の取組み</p> <p>①ジェンダー平等・多様性推進セミナーの開催</p> <p>トップリーダーの意識啓発を目的としたセミナーは、より多くの組合員にも情報提供できるようWEBを活用するなど開催方法を工夫して行う。</p> <p>②「ジェンダー平等・多様性状況調査」の実施</p> <p>全加盟単組を対象に、推進状況について現状把握を行うだけでなく、経年変化の検証や加盟単組における特徴的な取組みについて分</p> |



| 項目                      | 具体的な取組み  |
|-------------------------|--|
|                         | <p>析を行う。また推進計画達成のため、その結果をもとに構成組織に対するアプローチに活用する。</p> <p>③全国一斉行動の実施<br/> 連合本部の要請に基づき下記について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための労働相談ホットライン</li> <li>・静岡労働局 雇用・環境均等室への要請行動</li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <p>○連合静岡ジェンダー平等・多様性推進計画「アクションプラン静岡Ⅱ」の周知並びに必要性の理解・浸透のため、組合員向けリーフレットおよび組合役員向け手引きを作成し、活用する。</p> |
| <p>ジェンダー平等・多様性推進委員会</p> | <p>○年間計画に基づき年6回の推進委員会を開催する。<br/> 委員会の中では『アクションプラン静岡Ⅱ』について、プラスまでに顕在化した課題整理をふまえ、目標達成に向けたロードマップの中に具体的な取組みを落とし込む。</p> <p>○推進委員会メンバーの勉強会や学習会メニューの提供など、構成組織および地域協議会に対する情報発信を行う。</p> <p>○組織対策局と連携し、連合静岡メイトの会員拡大を視野に、多様な声の吸い上げとその活用方法について検討する。</p> <p>○連合静岡に対し、男女共同参画推進を切り口とした「真の多様性」を満たす方策について提案を行う。</p>                    |

| 項目                   | 具体的な取組み  |
|----------------------|--|
| <p>労働組合への女性の参画促進</p> | <p>これまでの間、定着してきた女性の労働組合参画促進のための取組みを継続して実施するとともに、各種情報提供を通じて女性代表執行委員の活動を支援する。</p> <p>① 労働組合への女性の参画促進</p> <p>積極的に女性の労働組合参画を促すことを目的に、年に2回 女性組合員を対象とした行事を開催する。開催にあたっては、ジェンダー平等・多様性推進委員会が企画・運営を行い、輪番制にて連合静岡 女性代表執行委員も参画する。</p> <p>○『3.8 女性セミナー』の開催（3月）</p> <p>対象：加盟組織（単組）における女性執行委員、職場委員、女性委員会や女性フォーラムなど、女性の活動を担っている方および一般組合員</p> <p>目的：3.8 国際女性デー学習会<br/>女性のネットワークづくりおよび女性特有課題の共有化<br/>女性の労働組合活動への参画促進</p> <p>○『女性リーダー情報交換会』の開催（9月）</p> <p>対象：加盟組織（単組）における女性執行委員、職場委員、女性委員会や女性フォーラムなど、女性の活動を担っている方</p> <p>目的：女性のネットワークづくりおよび女性特有課題の共有化<br/>自組織ですぐに活用できるツールや学習会の提供</p> <p>②女性リーダー（組合役員）の育成</p> <p>基本的に構成組織や単組とは役割を区別しながらも、要望に応じて連合静岡のスケールメリットを活かした学習会を実施する。</p> <p>○政治局と連携をした取組み</p> <p>各級議員との意見交換やNPO 団体との連携も視野に、政策や地域課題に取り組む機会を提供する。</p> <p>○連合静岡 執行委員（女性代表）の活動サポート</p> <p>要望に応じて学習会を実施するなど各種情報提供を中心に、女性組合役員として活動の幅を拡げていただくためのサポートを行う。</p> |
| <p>政策への展開</p>        | <p>連合静岡が毎年実施する県要請の中で男女共同参画に関する項目について意見反映を目指し、政策制度の観点からもアプローチを行う。</p> <p>○政策委員会への参画</p> <p>年6回の政策委員会の中で積極的に意見反映を行う。</p> <p>○連合静岡が推薦・支持する議員との連携</p> <p>県要望への政策提案および市町における政策推進に向けて、意見交換を開催し、各行政における課題や取組みの共有化を図る</p> <p>○男女共同参画に関連する審議会の審議会メンバーとの連携</p> <p>審議会の中で労働者代表としての意見反映を行えるよう関連する項目について情報提供する。また審議内容の提供を受け、委員会の中で共有する。</p>   |

| 項目              | 具体的な取組み   |
|-----------------|---|
| 連合本部・東海ブロックの取組み | <p>連合本部の取組みとして、毎年6月に実施される男女平等月間の取組みを展開する。また、連合中央女性集会や連合東海ブロック女性会議に参画し、女性特有の課題や労働組合への女性参画について情報収集を行う。</p> <p>○中央女性集会および東海ブロック女性会議への参画(いずれも参加要請に応ずる)</p>  |
| 行政機関・NPOとの連携    | <p>静岡県男女共同参画課や男女共同参画センターあざれあ、政令市を中心に女性会館などの行政機関や子育て支援、女性の活躍推進等を進めるNPO法人との情報交換を行い、時事テーマや現場目線を委員会の活動や各種取組みに取込む。</p> <p><b>【補強】</b><br/> <b>連合本部が若者の視点を取り入れた実践的な運動にチャレンジすることを受け、行政やNPO、学生など地域のネットワークを活用した取組みについて検討をスタートする。</b><br/> <b>具体的には、組織内外における次世代を担う若者や連合静岡メイトとの連携により未組織労働者へのアプローチを行い、労働運動へのニーズを探る。</b></p> |

## 2. 組織拡大・組織対策の取組み

静岡県が調査した令和2年労働組合基礎調査結果によると、県内の労働組合数及び労働組合員数は1,201組合、291,239人で、前年より組合数が22組合減少し、組合員数は6,484人増加したものの、県全体の雇用労働者数1,706千人に対し推定組織率は17.1%と依然として低位で、82%超にも及ぶ勤労者は労働組合のない職場で日々働いている状況にあります。

このような状況の中、直近2年は新型コロナウイルスの感染症拡大により、多くの産業が業績悪化に追い込まれ、企業の労働者に対する雇用の維持や労働条件の維持が重要視されています。

上述した現下の状況を鑑みれば、企業の存続と成長に向けた法令順守や社会的倫理観、従業員教育も包含した良好な労使コミュニケーションを浸透させる労働組合づくりや、既存の労働組合の組合員の範囲を拡大して仲間を増やすことが望ましいことは言うまでもありません。

連合静岡は、上述した労働組合づくりや、組合員の範囲拡大にあたっては、産別主体の取組みを基軸とし、2010年度に策定した「連合静岡組織拡大アクションプラン」を意識して継続的に推進し、県内の組織拡大に注力してきました。そのうえで、連合本部が方針に掲げた「連合組織拡大プラン2030」を踏まえ、全ての構成組織の参加による具体的な組織拡大に向けた道筋の確認と最低限の目標を意識した連合静岡独自のミニマム目標となる「連合静岡組織拡大アクションプランⅡ」(仮称)を設定し、これまでの運動をさらに前進させる2年間の取組みを進めます。

そのために、連合静岡組織拡大委員会として十分な議論を重ねながら構成組織と連携し、連合静岡全局部長も組織拡大運動に参画しつつ、連合静岡総体の取組みをめざします。

### (参考)「連合組織拡大プラン 2030」

- ・2030年までに組合員700万人から800万人へ。
- ・そして組合員800万人達成の延長線上に1,000万人へ。
- ＊2030年までの10年間で100万人・・・10万人/年

## (1) 「連合組織拡大プラン 2030」 達成に向けた取組みの強化

### ○取組み強化の手段

#### 「連合静岡組織拡大アクションプランⅡ」(仮称) の実践

- ① 産別方針に基づいた「連合組織拡大プラン 2030」 達成に向けた産別主体の取組み  
\*産別方針に基づく目標は産別ヒアリングを通じて確認する。
- ② 構成組織全体の取組みに向けたミニマム目標の設定(連合静岡独自)
  - ・2030年までに組合員20.7万人から23.7万人へ
  - ・2030年までの10年間で3万人・・・3千人/年
  - \*2020年都道府県別労働力人口(就業者数)の静岡県(3.0%)推定値に基づいて策定。
  - \*ミニマム目標は組織現勢を参考に事前承認を得た上で、全ての構成組織に設定する。
- ③ 各構成組織の組織拡大手段の確認
  - \*手段については、「対外的な新規組織化」「グループ企業・関連企業」「パート、契約社員」など、産別ヒアリングを通じて確認する。
  - \*組織内非組合員の組織化に向けた取組みを含む。
- ④ 連合静岡すべての局部長による組織拡大に向けた対応
  - \*良好な労使関係に基づく労働組合の必要性について、経営者団体や業界団体、社労士会等の各種団体との情報交換や理解活動に取り組む。
- ⑤ 集团的労使関係の必要性に関するセミナーの実施
- ⑥ 目標達成に向けて産別と連携し、未組織労働者や組織内の非組合員に対する具体的アプローチや労使の討論会など、組織化に向けた地域における意識醸成を目的としたさまざまな企画の検討
- ⑦ 各地域協議会と連携した当該地域における未組織企業に関する情報交換

| 項目        | 具体的な取組み   |
|-----------|---|
| 未組織企業の組織化 | <p><b>【各種会議体・協議体の開催】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○組織拡大委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連合組織拡大プラン 2030」における産別の進捗状況を確認し、中期目標を見据えた環境整備と具体的取組みに向けたサポートを行う。</li> </ul> </li> <li>○連合静岡組織拡大プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成組織(登録制)の組織拡大ターゲットへの戦略ならびに戦術を、構成組織間の横断的な情報交換の中で推進し高めていく。</li> </ul> </li> <li>○連合静岡組織化活動オルガナイザー会議（連合静岡事務局内） <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な組織化案件について、中央、若しくはブロックオルガナイザーからのアドバイスを受け、組織化の推進と共に組織化活動オルガナイザー会議のメンバー全体のスキルアップをめざす。</li> </ul> </li> <li>○連合静岡ユニオン <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細は後述する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【取組みのポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○組織拡大に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織局やオルガナイザーが主体的に取り組む事に加え、全ての局部長が「組織拡大情報共有会議」（連合静岡事務局内）を通じて、組織拡大活動に意識を向けて関わりを持つ。また、必要に応じて、オルガナイザー会議のメンバーに同行した取組みを進める。</li> <li>・具体的な進め方については、各組織の事情や局部長個々人のレベルを踏まえ、組織拡大委員会に相談しながら行う。</li> </ul> </li> <li>○労働相談活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に組織拡大を意識した労働相談の対応を行い、組織拡大につながる案件に関しては、組織化活動オルガナイザー会議のメンバーと連携し、構成組織担当者と情報の共有を図る。</li> </ul> </li> <li>○構成組織との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連合組織拡大プラン 2030」実現のため、組織拡大担当者の登録、ならびに組織拡大目標と実績を共有し、その連携を深めるために構成組織へのオールドを実施する。</li> </ul> </li> </ul> |
|           | <p><b>地域協議会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域協議会の当該地域における組織拡大に向けた意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合静岡の各地域協議会担当者と連携し、常日頃から関係を持っている未組織企業や未加盟労働組合の組織化をイメージした取組みの検討を開始する。</li> </ul> </li> </ul>   |

| 項目                | 具体的な取組み |   |
|-------------------|---------|---|
|                   | 構成組織    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○関連企業の組織拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟単組の関連企業を把握し、該当単組と連携して関連企業の組織拡大を推進し、適時、当該の派遣局長に連携する。</li> </ul> </li> <li>○産業内の未組織企業へのアプローチ <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業情報や労働相談情報を的確に捉えた上で、未組織企業を組織拡大ターゲットに設定し、積極的かつ具体的なアプローチを行う。</li> </ul> </li> <li>○連合静岡との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連合組織拡大プラン 2030」実現のため、連合静岡に組織拡大担当者を登録するとともに、産別方針に基づく目標達成に向けた取組みを強化し、実績を報告する。</li> <li>・全ての構成組織は「連合静岡アクションプランⅡ」（仮称）のミニマム目標達成に向けた組織拡大手段を報告する。</li> <li>・「連合静岡組織拡大プロジェクト会議」に積極的に参画し、組織拡大ターゲットに対する戦略ならびに戦術を推し進め、組織拡大の具体的な成果を上げる。</li> </ul> </li> </ul> |
| 組織内非組合員の組織化       | 連合静岡    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○組織化意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての構成組織を対象としたキックオフセミナー（仮称）の開催</li> </ul> </li> <li>○構成組織との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産別ヒアリングを通じて産別の方針を確認しつつ、課題※（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）ごとに対象組織の区分と進め方を明確化する。</li> <li>・構成組織を通じ、課題区分に沿って、単組が取組む雇用区分のエントリー募集を開始する。</li> </ul> </li> </ul>   |
|                   | 構成組織    | <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 課題Ⅰ「組織化に取り組んでいるが上手くいかない」</li> <li>課題Ⅱ「組織化の必要性を感じるが取り組んでいない」</li> <li>課題Ⅲ「組織化の必要性を感じない」</li> <li>○組織拡大推進に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・来期の取組みに備え「非組合員組織拡大ハンドブック」を作成する。</li> <li>・各構成組織の進捗状況を確認しつつ、学習会やセミナーを通じた組織拡大推進に向けたフォローを行う。</li> </ul> </li> </ul>   |
| 経営者団体・業界団体へのアプローチ | 連合静岡    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者協会 中小企業団体中央会、中小企業家同友会をはじめとする経営者団体や各種業界団体に対し、「連合組織拡大 2030」の取組み方針に関する理解活動の一環として、地域経済の隆盛に欠かせない良好な労使関係に基づいた労働組合の必要性について説明の場を検討し、プレゼンテーションを行う。</li> </ul>   |
|                   | 構成組織    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産別に関連する連携可能な業界団体をリストアップしていただき、連合静岡と連携しながら当該の業界団体に対し労働組合に関するヒアリングを行う。</li> </ul>   |

## (2) 組織対策の取組み

加盟組合の企業が大規模な人的合理化や精算などの存続の危機となる不測の事態に陥った場合は、必要に応じて構成組織と連携して対応します。併せて「組織拡大プラン 2030」に向けて組合員の減少に歯止めをかける意識をはらいつつ、雇用の確保を念頭に置いた支援を図ります。

### 3. 労働政策課題への対応

2021年4月から中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、また、「70歳までの就業確保」が努力義務化されました。2022年4月より「ハラスメント防止措置」が中小企業にも義務化となり、今後もさまざまな労働法改正が進んで行くことが想定され、企業防衛の観点からも、適切な労使協議や労使交渉にむけた労働組合の取り組みが欠かせません。非正規雇用で働く者の働き方や処遇が社会的に注目される中、労働組合の範囲にとらわれず、労働者の声に積極的に耳を傾け、適正な労働条件を確保していくための支援活動に取り組みます。

| 項目                         | 具体的な取組み  |
|----------------------------|--|
| <p>労働法の遵守と適正な運用に向けた取組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後改正されていく各種労働法令について、情報収集に努めるとともに、街頭行動を通じた未組織労働者への周知活動のほか、加盟組織や地域協議会を対象とした学習会等を行なう。</li> <li>・ さまざまな労働法改正に伴う労使のチェックポイントを整理し、必要な注意喚起に努める。</li> <li>・ 非正規雇用で働く者の実態を把握し、今後改善に向けて取り組んでいくために、非正規雇用で働く者の実態調査ができるよう、研究や取り組みの準備を進めていく。</li> <li>・ 社会全体で法令が順守されるよう、街頭宣伝活動などの社会運動や各種要請行動を通じて改正労働法の周知を行う。</li> <li>・ 活動を進める際は、必要に応じ政治・政策機能と連携を図る。</li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○労働法令周知の観点で、静岡労働局や連合本部と連携し、連合静岡役員および地協役員等を対象とした学習会を定期的を実施する。</li> <li>○各種労働法の改正に対応し、県内労働者に向けた情報発信や加盟組織が学習会等にも活用できるツールを開発する。</li> </ul> |

### 4. 未組織労働者対策の強化

労働相談は、未組織労働者と私たちを繋ぐ重要な活動です。労働相談を通じ、「相談者の立場に立った対応と課題解決」「課題の本質的な解決に繋げるための組織化支援」「より多くの相談内容の集約と分析による社会への発信と政策制度の反映強化」を進めていきます。

更には、オープンで多様な相談窓口の充実を図るため、連合本部による「労働相談一局集中（連合労働相談センター）」の体制強化を推進します。

(1) 労働相談ホットライン

| 項目       | 具体的な取組み   |
|----------|---|
| 相談体制の強化  | <p>○労働相談の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国一局集中によって「連合労働相談センター」に集まる労働相談のうち連合静岡と連携するもの（2次受付）について、組織対策機能が主幹となり対応をしていく。</li> <li>・連合静岡へ直接寄せられる労働相談（1次受付）については、これまでと同様に継続して事務局全体で対応をしていく。</li> </ul> <p>○相談員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国一局集中により労働相談対応の減少が危惧されることから、新設する「組織拡大情報共有会議」を通じ、事例研究や情報共有による相談解決イメージ力の向上を図る。</li> <li>・行政が主催するセミナーや連合本部による研修へ積極的に参画していく。</li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <p>○労働相談ホットラインへの対応</p> <p><b>組織拡大情報共有会議と連携し、相談対応における顕在化した課題についてフェアワーク推進センター（本部）へのフィードバックを行う。</b></p> |
| 全国一斉労働相談 | <p>○開催時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内から寄せられる労働相談について、直接連合静岡が対応する「全国一斉労働相談」を、連合本部の方針にあわせ、年3回（12月、2月、6月）実施する。</li> <li>※2021年12月は、労働相談システム移行作業中のため実施しない。</li> </ul> <p>○広報と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・教育局と連携し、インターネット広告やSNSなどを活用し効果的な広報活動を図る。また、連合本部が全国に展開する広報と併せ、より効果的な広報を進めていく。</li> </ul> <p>○相談員の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会を通じた各労組の活動参画については、その本来の目的に沿った活動を検討していく。</li> </ul>  |
| 広報宣伝活動   | <p>○労働相談ホットラインの街宣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回リレー形式の駅頭街宣には、各地域協議会・執行委員の参加をいただきながら継続実施する。なお地域協議会判断による実施場所の追加については地域協議会に委ねる。</li> <li>・総合企画局をはじめ各局と連携し、時事的テーマに沿った内容を周知する。</li> </ul> <p>○ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合静岡ホームページにある相談コンテンツを相談者が利用しやすいよう改善を図る。</li> </ul>   |



(2) 連合静岡ユニオン

労働相談対応を起点とした未組織労働者の個別労使紛争の解決を主眼としつつ、集団的労使関係構築の可能性を常に意識し、必要に応じて組織拡大情報共有会議に連携する。

| 項目   | 具体的な取組み   |
|------|---|
| 組織   | ○各支部による組合員管理を徹底する（組合員の現状把握）。<br>○相談対応の各支部間の連携、派遣局長との連携を密にする。                                      |
| 各種会議 | ○定期大会において、組合員間の交流を図る。<br>○執行委員会において、各支部の取組み報告と課題・情報を共有する。   |
| 各種活動 | ○組合員の個別労使紛争の解決に向けた支援を行う。<br>○組合員でなくとも、個別の事案を踏まえて、より良い解決に向けた道筋を執行委員会で協議する。<br>○組合結成(分会)準備について支援する。 |
| 広報宣伝 | ○連合静岡公式ホームページ、ウェブ広告、SNS、チラシ、街頭宣伝など、連合静岡の宣伝活動と連携して展開する。  |

(3) 連合静岡メイト

働き方の多様化が進み、様々な不安に取り囲まれ孤立してしまう労働者が後を絶たず、そこで働く方々は「心の拠り所」や「安心して相談できる」「同じ仲間を持つ人とつながりあえる」場を求めています。

このような労働者に対して連合静岡メイトは、労働者と連合静岡のコミュニケーションとしてその存在と機能を発揮させ、「つながり合い」「学び合い」「情報を共有し合う」ことを通じて、孤立から連帯・安心への一歩を踏み出せるためのサポートを進めていきます。

| 項目                   | 具体的な取組み  |
|----------------------|--|
| 会員へのサポート<br>(つながり事業) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○会員制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年会費を無料とし、多くの未組織労働者を対象とする。</li> <li>・メイト会員一人ひとりに「マイページ」を付与し、メイト会員としての意識付けを図る。</li> </ul> </li> <li>○相談対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メール相談<br/>メイト会員のみが利用できるメール相談を実施する。<br/>(連合静岡のメール相談はメイト会員のみ対応)</li> <li>・電話相談<br/>メイト会員専用の労働相談を実施する。</li> </ul> </li> <li>○各種情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・LW マガジンの発送を継続して行う。</li> <li>・労働法改正や会員に有益な情報の発信に努める。</li> </ul> </li> <li>○ジェンダー平等・多様性推進局との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで補足できなかった未組織労働者に対して SNS を活用し積極的に会員拡大を図る。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未組織労働者へのアプローチを強化し、労働相談への誘引を通じた組織化・組織拡大につながる情報収集を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に設置したメイト専用 LINE アカウントの積極的な活用。</li> <li>・各種広報器材を利用した認知度向上をはかる。</li> </ul> </li> <li>○会員に対する WEB アンケート等を通じ、社会に対するニーズの掘り起こしや率直な意見収集を行い、今後の連合運動における施策立案に役立てる。</li> </ul> |

## 5. 県内全ての労働者に関わる生活改善の取組み

県内全ての労働者の生活改善をめざし、最低賃金に関わる審議会対策や、春季生活闘争・地域ミニマム運動を通じて中小労組への支援強化と未組織労働者への波及効果に資する取り組みを進めていきます。

### (1) 最低賃金の取組み

最低賃金法の目的を踏まえ、地域における賃金の低廉な労働者の処遇改善を進めるための審議会対策と、地域の利用者や未組織労働者への周知活動を通じて安心して働く事ができる静岡県を意識した取組みを行います。

| 項目          | 具体的な取組み   |
|-------------|---|
| 地域別最低賃金     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別最低賃金の改正にあたっては、事務局が中心となり、最低賃金法に定められた決定基準である、地域の賃金相場・生計費、及び通常の事業における支払い能力を照らしつつ、静岡県において健康で文化的な生活ができるワーキングプア解消に向けた水準を目指す。</li> <li>・未組織労働者におけるセーフティーネットとしての役割を果たすべく、東海ブロック各県とも情報共有し、使命感をもった審議会対策に取り組む。</li> <li>・時々の状況を鑑み、経営者団体や労働局との調整を行う。</li> <li>・改正額の周知にあたり、様々なメディアによる展開の検討や街宣活動を行う。</li> </ul>                  |
| 特定（産業別）最低賃金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定（産業別）最低賃金の改正手続きに必要な「意向表明」「必要書類集の集約」、労働局への「申し出」にあたっては、当該産別の方針に基づいて実施し、企業内最低賃金協定の締結割合の拡大を図る。また、当該産別との連携により、地域の未組織企業に対しても理解活動に取り組み、「必要書類」の集約率の向上に努める。</li> <li>・金額の改正審議にあたっては、当該産別の方針に基づいて事前準備を行い、産業毎に抱える課題を踏まえ、改正に向けた審議の進め方や将来の方向性については、専門委員会を通じて共有を図る。</li> <li>・新設（括りの変更含む）を検討する場合においては、該当する産別と連携して研究する。</li> </ul> |

### (2) 中小労組・未組織労働者への支援

中小労働委員会において、取組み内容を協議し、構成産別と連携しつつ中小労組への支援強化はもとより、労働組合の無い未組織労働者への波及効果に資する活動を進めます。

#### ① 春季生活闘争・地域ミニマム運動の取組み（総合生活改善の取組み）

連合本部方針を踏まえつつ、賃金の「底上げ」「底支え」「格差是正」に向けた取組を強化するために、「組合員 20 万人の賃金地図をつくろう」運動を継続的に推進し、個別賃金実態調査に基づいた精度の高い年齢別ミニマム水準（連合静岡全体集約データの第 1 十分位）の策定をめざしながら、「ミニマム水準を下回るような賃金の労働者を無くす」取組みを展開します。

また、非正規雇用で働く労働者の処遇改善に向けた賃金データの仕分けや分析のありかたについて研究を進めます。

併せて、個別賃金実態調査の集約データに基づいて作成する「調べてみよう！私の給料どのくらい？」の活用促進とあわせて、組織内の春闘要求・妥結集約状況と共に広く発信することで、地域における賃金水準の相場形成に向けた波及効果に資する取組みを継続致します。

さらには、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」への取組みを継続し、「すべての労働者の立場にたった働き方」を実現すべく、「長時間労働の是正」や「均等待遇の実現」、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた「ニューノーマルに対応した働き方の見直し」への取組みも検討していきます。

| 項目        | 具体的な取組み   |
|-----------|---|
| 春闘要求水準の策定 | <p>○賃金把握・是正・管理の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別賃金分析プログラム（Ver. 4.0）を活用する。</li> <li>・賃金分析に活用する連合静岡集約データを作成する。（規模別・業種別）</li> <li>・定期昇給相当額（賃金カーブ維持分）を策定する。<br/>*業種・規模別での算出も検討していく。</li> <li>・年齢別ミニマム額を策定する。<br/>*業種・規模別での算出も検討していく。</li> <li>・地域ミニマム運動と個別賃金分析プログラムの学習会を実施する。学習会については、中小労働委員会で協議し、都度効果的な開催方法を検討する。</li> <li>・組合自らが賃金調査し、賃金実態を把握することで、賃金水準の是正、賃金制度の整備、さらには賃金改定要求の際に役立てていく。</li> <li>・経営者団体への春闘要請時に個別賃金分析プログラムで策定した集約結果（定期昇給相当額、年齢別ミニマム額など）の周知を図る。</li> <li>・個別賃金分析プログラムを組織拡大や中小労組オルグ時に活用する。</li> <li>・個別賃金プログラムをより使いやすくするためのバージョンUPについて、連合東海ブロック全体で検討を進めていく。</li> <li>・連合東海ブロック全体の個別賃金データ集約についても検討を進めていく。</li> <li>・個別賃金実態調査の調査報告書を作成し、ホームページに掲載し、非正規、未組織労働者への波及を図る。</li> <li>・「私の給料どのくらい」および「個別賃金実態調査報告書」については更なる周知を図り、地域ミニマム運動における個別賃金実態調査への理解活動と協力拡大につなげる。</li> </ul> |
| 経済諸団体への要請 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県経営者協会、中小企業団体中央会、中小企業家同友会への要請を継続する。</li> <li>・商工会議所への要請についても検討を進める。</li> </ul>  |
| 春闘集計      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・春闘生活闘争の要求・回答・妥結集約においては、構成組織（民間産別）傘下の全単組を対象に実施し、マスコミやHP、SNSなどを通じて県下に周知を図る。</li> <li>・賃金のみならず、労働条件に関する協定の調査についても検討する。</li> </ul>  |

## ②労働環境整備の取組み

構成産別と連携し、中小労組の労働環境整備について支援を強化するとともに、未組織労働者の労働環境整備への効果的な波及を目指した取組みを行います。

| 項目               | 具体的な取組み   |
|------------------|---|
| 労働局及び労働基準監督署への要請 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働相談の内容やその時々々の社会の時勢なども踏まえた上で、法令順守に向けた監督・指導や相談対応の強化について要請を行う。</li> <li>・マスコミへの投込み込みを行い、報道機関を通じての発信に努める。</li> </ul> |

|            |  |
|------------|--|
| 連合本部への課題発信 | ・各種活動を通して明らかになった課題を、連合本部に発信していく。                 |
| 中小労組支援     | ・中小労組支援の施策として経営分析、労働協約、組合規約などについて中小労働委員会で検討を進める。 |

### ③個別賃金実態調査の拡大に向けた調査・研究

「組合員 20 万人の賃金地図」の完遂に向けた運動推進の枠組みや手段について最適化を目指します。また、これまでの「組合員 20 万人の賃金地図を作ろう」運動を今一度振り返り、これからの「組合員 20 万人の賃金地図作ろう」運動の在り方や方向性などについて中小労働委員会で検討を始めていきます。

## 6. 安全衛生活動の取組み

誰もがいきいきと働き続けるためには、労働者の心身の健康と安全の確保とあわせ、快適な職場環境が求められます。専門委員会では、労働災害の撲滅とメンタル疾患・健康障害の防止に向け、加盟組織における自主的活動に役立つ情報などを提供することを中心に活動を展開してまいります。また中小労組等への支援、未組織労働者への波及を促すため、他の専門委員会と連携した情報共有や情報発信を行う等、効果的な取組みを検討してまいります。

なお専門委員会は、これまでも『安全』に限らず『衛生』を含めた活動を展開していることから、実態に合わせ「安全衛生推進委員会」と改称します。

| 項目                     | 具体的な取組み  |
|------------------------|--|
| 安全衛生に関する有用な情報の発信       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟組合（構成組織・単組）に有用な安全衛生に関する情報の発信。</li> <li>・安全衛生に関する法改正情報等の発信（必要に応じた学習会の開催）。</li> <li>・静岡労働局（厚生労働局）が展開する安全衛生に関するキャンペーンや強調週間・月間等の情報発信。</li> </ul> |
| 静岡労働局との連や安全衛生推進委員の知識向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全衛生労使専門会議」に委員として出席し、働く者の目線（現場目線）で施策等の提言を行う。</li> <li>・静岡労働局との定期的な意見交換会の開催。</li> <li>・連合や中央労働災害防止協会などが主催するセミナー等への参加。</li> </ul>               |
| 地域協議会の支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会が展開する安全衛生活動に関する学習会や講演会についてテーマや講師の紹介など各種情報提供を中心とした支援を行う。</li> </ul>  |

## 7. 部門連絡会の取組み

同業種による情報交換や共闘の強化、産業政策の確立と実現、未組織・未加盟の加盟促進などについて取組みを進めます。

### Ⅲ. 教育機能

2007年の連合静岡第18回定期大会において確認された「地域に根ざした顔の見える労働運動をめざして」は、「労働組合として地域・現場の問題に絶対に目を背けず直視することが必要である。」「連合が社会運動として翼を広げなければその役割は果たせない」「今起きている課題に対し、組合役員としてどのような感性で受け止め、どう反応するのか今ほど鋭敏性を求められるときはない」「産別・縦型の労働運動に限定することなく、地域活動に軸足を置く」「地域で働く者の立場からどういう政策・制度が良いのか具体的に提案し地域も巻き込んで労働運動を活性化していく」などを示して運動を推進してきました。

これまで推進してきたこの運動に対して、連合本部では地方連合・地域協議会の組織と活動に関する調査を実施し評価してきました。その結果、地域協議会の活動レベルが相当程度バラついているものの、地域協議会が職場や地域に最も近く、連合運動の最前線として重要な役割を担っている事が確認されました。しかしながら、困難な運営実態を踏まえると、これまで推進してきた地域協議会の果たす具体的な機能を白紙に戻し、「連合運動のメッセージ」を基本に、地域協議会の活動を、「全国の地域協議会で統一的に取り組む活動（コア）」と「各地域の特色を活かした活動」に再構成することとしました。このことにより、全国の地域協議会活動のベクトルを合わせつつ、各地域協議会が自らの特色を見極めることで活動の優先順位付けや取捨選択を計れる環境を整備していくこととなります。

更に、昨年初頭からの新型コロナウイルス感染拡大の影響から、生活者の心身への影響や経済的な負担が大きくなっていることから、地域課題に対し、政策面および運動面での取組みを重点とする必要性があります。

併せて、労働運動を推進する上で最大の資源である「人」についても、運動を推進する価値観を大切にしながら担い手を育成していきます。一方で、ワークルールなどの労働教育の普及を推進するため、広く社会に向けてその必要性を周知することも必要です。国民運動に該当するメーデーや平和活動など世論喚起の取組みとあわせ、広報活動にも積極的に取り組みます。

#### 1. 「地域に根ざした顔の見える労働運動」の深化の取組み

上述した「地域に根ざした顔の見える労働運動をめざして」の理念のもと、連合静岡の活動を「三つの領域」（①政治・政策機能、②組織対策機能、③教育機能）に特化したうえで地域協議会とブロック活動の活性化を推進する中、コロナ禍においても連合運動の最前線を担う地域活動の更なる深化は必要です。

地域におけるすべての働く仲間を支えるためには、これまで以上に連携を深めるとともに新たな領域への取組みについても展開をしていくこととします。

##### (1) 連合静岡組織内の連携を強化する取組み

| 項目      | 具体的な取組み  |
|---------|--|
| 連携強化の活動 | <p>○地域の連携強化と活動の深化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会組織内の連携を強化するための活動と地域で働くすべての働く仲間を支える取組み。</li> <li>・幹事会等、機関運営の充実と活性化を推進し、全ての構成組織（単組）の参画を推進する。</li> <li>・「地域に根ざした顔の見える労働運動」について、組織内に理解を深めて継承していくための活動に取り組む。</li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して地域協議会との対話機会を増やし、地協が活動の深化に向けて主体的に取組み、地域における連携と活動の深化の方針化に向け策定を進める。</li> </ul> |

## (2) 地域で働くすべての仲間を支えるための取組み

| 項目      | 具体的な取組み   |
|---------|---|
| 諸団体との連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○諸団体との関係（連携）構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営諸団体（商工会・商工会議所・経営者協会・中小企業団体中央会・中小企業家同友会）、行政（労働局・静岡県・市町等）との情報共有ができる連携強化や関係構築を進め、地域において集团的労使関係の重要性を広げていく。</li> </ul> </li> <li>○地域活性化に向けた取組み推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における「地場企業が抱える課題」特に雇用対策についてのテーマについて首長・議員も巻き込み地域全体での運動となる取組みを模索する。</li> </ul> </li> <li>○課題解決に向けた協同要請           <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸団体との連携による情報収集を行い、そこから地域の課題について、協同要請を実施していく。</li> </ul> </li> </ul> |

## (3) 各地域の特色を活かした取組み

| 項目    | 具体的な取組み   |
|-------|---|
| 活動の共有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域の特色を活かした活動           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会独自の活動の共有化とより進化した活動への取組み。</li> <li>・行政審議会等での接点を生かし、地域における課題の共有を図る。</li> </ul> </li> </ul> |

## 2. 国民運動

志を同じくする仲間の想いと力を幅広く国民的課題や地域の課題に対して発揮していくとともに、戦争や大規模災害などの実相を風化させず継承していきます。また、社会貢献活動への参加体験を通じ仲間の想いを結集し、運動の力を高めていきます。

### (1) 第93回、第94回メーデーの開催

かつてメーデーは、労働者の地位や労働条件の向上、権利拡大をはじめ、人権・労働基本権の確立、民主主義の発展、恒久平和の希求に深く貢献し、その役割を果たしてきました。現在は、それらの考え方を受け継ぎつつ、働く仲間とお互いをねぎらい、たたえ合いながら、家族や地域の皆さんにも楽しんでもらえるイベントとして開催しています。

今期も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する状況を注視しながら、これまでの集会・式典・イベントのあり方など「ウィズコロナ・アフターコロナ」を意識した新たなメーデーの開催形式についても幅広く希求し、各地域協議会主催のメーデーに参画していきます。また、組合員とその家族を含めた来場者に対し、連合静岡の活動PRや時勢の課題について情報発信を行ないます。

#### 【連合メーデーの基本方針】

- ①労働者の地位や労働条件の向上、権利の拡大、人権・労働基本権の確立、民主主義の発展、恒久平和の希求に貢献する。
- ②働く仲間が結集するメーデーの持つ発信力を活かし、「働くことを軸とする安心社会一まもる・つなぐ・創り出す」の継承・進化に向け、社会的うねりを呼び起こす運動を展開する。
- ③積極的に家族の参集を呼びかけるとともに、労働者福祉事業団体やNGO・NPOをはじめとする諸団体との連携を強化し、社会全体ですべての人が支えあい共生できる仕組みを構築する重要な契機とする。
- ④被災地の復旧・復興支援への継続・強化など、「誰一人取り残されることのない」社会の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指す。

## (2) 平和活動の取組み

私たちがめざす「働くことを軸とする安心社会」の実現には、社会が平和で安定していることが大前提です。しかし、年月の経過とともに戦争の悲惨さなど風化されていくことが懸念されており、伝承する取組みも必要とされています。

連合総体として取り組む平和運動に積極的に参画し、現地の実相を知り、語り継いでいく取組みを実施します。

| 項目        | 具体的な取組み  |
|-----------|--|
| 平和4行動への参加 | <p>連合で取り組んでいる『平和4行動』に連合静岡も参加をすることで、現地の実相を知り恒久平和の意識を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平和行動 in 沖縄 (6月)</li> <li>○平和行動 in 広島 (8月)</li> <li>○平和行動 in 長崎 (8月)</li> <li>○平和行動 in 根室 (9月)</li> </ul> <p>地域協議会への派遣要請以外に、執行委員枠、若手組合役員枠(未来塾生を想定)を設定し幅広く展開をする。</p>   |
| 平和教育と周知活動 | <p>戦争の悲惨さを知り、平和の尊さについて考えるきっかけづくりの場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平和行動を通じた教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島行動および長崎行動で献納する『折り鶴』作成の取組み</li> <li>・現地で開催する平和学習(ピースウォーク)に参加</li> <li>・原爆被爆者から当時の体験したことを直接聞く機会を設け参加</li> </ul> </li> <li>○核兵器廃絶の取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・原爆パネル展を開催し、核兵器の恐ろしさを改めて認識する場の提供。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【補強】</b><br/> <b>物理的なパネル展示のみならず、デジタル化を意識した新しい展示方法を検討する。</b></p> |

## (3) 環境保全活動

日本だけでなく世界各地が異常気象とも言われる酷暑や豪雨に見舞われ、改めて地球環境に危機感を抱くとともに、私たち一人ひとりが常に意識し行動する積み重ねが必要となります。

私たちが安心して暮らせる地球を守るために、連合は全国統一の運動「連合エコライフ21」を1998年に策定し進めています。連合静岡も積極的に参画し継続的に環境保全運動に取り組んでいきます。

| 項目             | 具体的な取組み   |
|----------------|---|
| 「連合エコライフ21」の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○意識啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネや環境・エネルギー問題に関する意識啓発</li> <li>・「連合エコライフ21」家族でできるエコな取組みの紹介</li> </ul> </li> <li>○電力需給対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・クール・ビズおよびウォーム・ビズの取組み</li> <li>・ピークカットアクションの推進</li> </ul> </li> <li>○クリーンキャンペーン <p>地域社会の環境美化活動と、清掃活動によるボランティア活動を通じた環境問題に対する意識を醸成するために、引き続き地域協議会と連携し実施する。</p> </li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>○森林保護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連合西部の森ぐりーんぱる」環境保全活動の推進</li> </ul> <p><b>【目的】</b></p> <p>「森づくり」による「環境を守る活動」として実施。それに伴って、組合員と家族の参加による「森づくり」を通して自然環境の大切さ＝環境を守ることの大切さを実感し、環境意識を育む。同時に、共通の目的と共同作業、森でのレクリエーションなどを通して連合組合員と家族のふれあいと連帯意識を育てる。</p> <p>※2002年2月「西部ブロックにおける環境を守る活動」で確認</p> |
|--|---|

(4) 社会貢献活動

私たちは、企業に働く者であると同時に、地域社会に暮らす一員であり『真に安心して働き続ける』ためには、支えあえる社会にしなければいけません。地域に役立つ、地域から頼りにされる存在を目指し、社会に貢献できる活動を積極的に取り組みます。

| 項 目           | 具体的な取組み  |
|---------------|--|
| 支えあい助け合い運動の推進 | <p>○連合の森</p> <p>分収造林を目的としている「連合の森」について、財政・現状の課題を最終的にまとめ今後の方向性を定めていく。</p> <p>○連合・愛のカンパ</p> <p>連合本部の愛のカンパ地域助成を活用し、地域の NPO 団体を支援することで社会貢献活動を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域助成団体の募集</li> <li>・カンパ活動の展開</li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <p><b>より多くの団体に地域助成の申請をしてもらうため、積極的に地域協議会と連携・対話しながら、地域にある助成すべき団体について模索し、申請・助成に繋げる。</b></p> <p>○ゆにふあん</p> <p>「ゆにふあん」を通じ、連合と繋がりのある NPO や NGO など地域の団体を構成組織内へ紹介していくと共に、「助け合い・支えあい」の連携・参加ができるよう促していく。</p> <p>※「ゆにふあん」とは？</p> <p>支援をする側と受ける側を、連合が中心となりウェブサイトをつなぐ新しい仕組み。(活動の紹介・クラウドファンディングなど)</p> <p>○フードバンクふじのくに</p> <p>「フードバンクふじのくに」の拠点づくりやフードドライブ等に対して積極的に協力する。また、運営に深く関わり継続して利用者に支援ができる体制づくりに参画していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賛助会員の継続</li> <li>・地区労福協との連携</li> </ul> <p>各種イベント(地域協議会メーデーなど)におけるフードドライブの実施</p> |



|                  |   |
|------------------|---|
| 自然災害に対する<br>取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援の取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で災害が発生した際の関係諸団体（静岡県ボランティア協会等）、連合東海ブロック等と連携、および被災地の状況に応じた支援</li> <li>・自然災害からの復旧・復興に向けた取り組みを継続</li> <li>・関係諸団体と連携し情報共有をはじめとした支援ネットワークづくり</li> </ul> </li> <li>○組織内の取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害に備え「連合静岡災害対応マニュアル」の大幅な見直しと展開</li> <li>・連合静岡本部ならびに各地域協議会事務所へ災害復興のための防災・備蓄品の準備をすすめる。</li> </ul> </li> </ul> |
|------------------|---|

### 3. 人材育成の取り組み

人材育成・教育は、労働運動の継承と発展を支える喫緊の課題と受け止め、様々な知見を集約し、連合静岡と関係する組織とともに相乗効果を発揮できる体系を構築していきます。また、組織内外に対しての労働教育および労働に関わるワークルールや働くものの権利などを幅広く学べる機会の充実を図ります。

#### (1) 次代リーダー育成「連合未来塾」の取り組み

労働運動を推進するうえでの運動の根幹は、「人」であることに重きを置いています。若手組合員に社会交流の機会を提供し、多くの「人」の“物の見方・考え方”や“問題意識”に触れることで視野を広げてもらうことも重要であると考えています。

「連合未来塾」では、座学を中心としたセミナーだけでなく、異産別・異業種の組合役員・組合員と討議を重ね、交流を図ることで得られる「次代リーダー」に必要なスキルを習得し、「新しい人的ネットワーク」の構築する機会を創出します。また、様々な場面に対応できる柔軟なリーダーの育成に寄与できる教育を実施します。

| 項目             | 具体的な取り組み  |
|----------------|---|
| 「連合未来塾」の取り組み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○リーダーの基礎座学教育</li> <li>○自分を見つめ一体感を作り上げる教育</li> <li>○企画コーディネート教育<br/>いずれも一泊二日を前提とした教育とする。実施時期、実施場所等の詳細について検討する。</li> <li>○グループ企画プレゼンテーション～実施<br/>プレゼンテーション教育にて出された企画を、各チームそれぞれ執行委員会でプレゼンテーションする。その際に採用された一つの企画が、滞りなく実施できるよう最大限の支援をしていく。</li> <li>○連合が主催する取り組みへの参画<br/>未来塾生から連合東海ブロック主催の青年委員会担当者会議出席者を選出し参画する。</li> </ul> <p><b>【補強】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでに参加したことのない構成組織により多く声をかけ、参加していただくために積極的に働きかける。</li> </ul> |
| 今後の「未来塾」に向けた議論 | 未来塾生の継続的なネットワーク構築を目的に、1～8期生を含めた研修の場を設定し、次の未来塾構想についても議論を深めていく。   |

#### (2) ワークルール周知の取り組み

労使双方とも働くためのルールを知らないことでトラブルになるケースが非常に多くあり、労働者がルールを知らないことにより不利益にされていることすら気づかない場合も少なくありません。労働者保護の観点から、ワークルールを学べる場の提供を進めます。

| 項 目         | 具体的な取組み   |
|-------------|---|
| 労働教育推進の取組み  | <p>○ワークルール検定<br/>労働者が働く上で最低限のワークルールを知ることで、職場の無用なトラブルを回避する可能性が格段に高まる。よって「ワークルール検定」の積極的な周知活動を推進し、受検者拡大に務める。</p> <p>○労働教育の推進<br/>組織内外におけるワークルールの理解促進を図るために「ワークルールの基礎講座」を実施する。</p> <p>○Worker's Library の活用推進<br/>労働運動の教育体系など、システム化することを目的として開設された情報閲覧 Web サイト「Worker's Library」の更なる利用促進に向け、関連団体と連携しながら推進する。</p> <p><b>【補強】</b><br/>○「より利用してもらえ」ことを目的に、執行委員会の中で Worker's Library のサイト紹介とともに、活用例について実際のサイトをもとに説明を行う。</p> |
| 連合静岡新執行委員研修 | <p><b>【補強】</b><br/>○新執行委員を対象に、「連合静岡とは」「連合静岡執行委員に求めること」についての研修会を行なうことを検討する。</p>  |

#### 4. 広報活動

連合静岡の活動が広く社会から認知されることを目的に、広報活動に積極的に取り組みます。一人でも多くの方に連合静岡を知ってもらうことで、連合静岡が取り組む運動の理解促進と参画意識の醸成、行動を促すきっかけにもなり、世論喚起にも繋がる広報は「働くことを軸とする安心社会」の実現に大きく寄与します。また、近年 Web の利活用が増加している実態をふまえ、SNS を活用した情報発信など社会に向けた発信力の強化に取り組みます。

| 項 目             | 具体的な取組み  |
|-----------------|--|
| ホームページと SNS の活用 | <p>コロナ禍の中、ホームページや SNS の重要度が非常に高まっている。欲しい情報を欲しいときに入手できるようわかりやすい広報に努め、タイムリーな情報発信ツールとして積極的に活用する。</p> <p>○ホームページの活用<br/>リニューアルしたホームページを通じ、連合静岡の活動をタイムリーに報告することで活動の見える化を図る。また、労働組合役員専用のコンテンツを設け、必要資料を効率よく展開していく。</p> <p>○SNS の取組み<br/>連合静岡の活動をタイムリーな情報発信ツールとして活用する。また、広く一般の方へ連合静岡の活動を PR できる他、認知度向上の観点で効果が期待できることから活用を推進する。</p> <p>○インターネット広告の取組み<br/>ホームページへの誘導を目的にインターネット広告を掲出している。引き続き、その時々テーマに合った広告を入れ替えながら対応していく。</p> <p><b>【補強】</b><br/>○ホームページおよび SNS について利用状況を分析し、より効果的な取組みに繋がる運用を行う。</p> |

| 項目        | 具体的な取組み   |
|-----------|---|
| 広報紙の発行    | <p>○かべしんぶん<br/> 連合静岡の取組みを加盟組織に広く伝える役割を担うかべしんぶんを引き続き作成し発行していく。<br/> ※発行部数 3,000部/月(年12回))</p>  |
| その他の広報    | <p>○電柱広告(継続実施)<br/> 事務所までの「道案内」に特化し、現在静岡市内に5ヶ所、沼津市内に2ヶ所、浜松市内に1ヶ所の看板を設置している。これらは継続して活用する。<br/> <b>【補強】</b><br/> <b>現状の電柱広告の配置から効果の程度を検証し、必要に応じて見直しをはかる。</b></p> <p>○LWマガジン<br/> 組合員一人ひとりに直接届く貴重な情報発信ツールとして時事テーマに沿った記事を掲載し発信していく。※発行総数25万部、年間4回発刊</p>   |
| 認知度向上の取組み | <p>連合静岡の運動を広く一般に周知することにより、活動の推進・効果の拡大に寄与するよう、認知度向上の取組みを検討する。</p> <p>○認知度調査(事前調査)<br/> 認知度向上に取り組むための事前認知度調査を実施し、その結果を分析することによって、より効果的な推進方法を検討する。</p> <p>○分析結果の反映<br/> 過去の取組みも参考にしながら、事前調査の分析結果も反映し、対象ごとにアプローチ方法を工夫するなど、具体的な取組みにつなげる。<br/> <b>【補強】</b><br/> <b>○一般認知度調査のみならず組織内認知度調査も実施し、一般調査との比較をしながら、それぞれの特性にあった取組みを検討する。</b></p> |

## 5. 健全な財政管理の取組み

連合静岡ならびに各地域協議会における財政管理について引き続き法令遵守を徹底し、不正行為やヒューマンエラーを未然に防ぐために、「連合本部・内部統制ガイドライン」に基づいて管理をしていきます。

| 項目   | 具体的な取組み  |
|------|--|
| 財務管理 | <p>○内部統制活動<br/> 会計管理体制の整備・自主点検活動を行う。</p> <p>○外部監査の実施(当面は連合静岡本部のみ)<br/> これまで通り、年2回(4月中旬、10月年度末)会計監査を実施する。</p> <p>○内部監査チェックシートの活用<br/> 内部監査実施要項のチェックシートを活用し、連合静岡ならびに各地域協議会において会計監査を実施する。</p> <p>○地域協議会連結決算<br/> 2012年より導入された「地方連合会ー地域協議会連結クラウドシステム」を引き続き使用し、連合静岡と各地域協議会における健全な財政管理を徹底していく。</p> |

## 6. 連帯と協同による労働者自主福祉運動の推進

労働者自主福祉運動とは、“助け合い・支えあい”という協力原理の運動です。それは運動を通じ、労働者・家族の生活の向上と安定を図り、真に平和で豊かな暮らしを保障する社会を創ることです。

労働者自主福祉運動を連合静岡の運動の一部であると捉え、県労福協をはじめとした各事業団体（労働金庫・こくみん共済 coop・生協・福祉基金協会・勤信協）と継続して連携していきます。

## 7. 国際交流

新型コロナウイルス感染拡大の収束目途が立たないことを受け、当面の間、国際交流の活動は見合わせます。

但し、海外交流等に関する安全性が確保され、中国浙江省総工会との交流規定に基づき要請があった場合は訪日団の受け入れについて検討します。

また、国際労働財団から受け入れ要請があった場合は内容を検討し判断します。

## 8. 法律相談の取組み

顧問弁護士による「無料法律相談」を継続して実施します。